いちき串木野市産後ケア事業実施要綱（平成29年３月27日告示第71号）

最終改正:令和7年3月28日告示第58号

改正内容:令和7年3月28日告示第58号［令和7年4月1日］

〇いちき串木野市産後ケア事業実施要綱

平成29年３月27日告示第71号

改正

平成30年３月27日告示第57号
令和３年３月26日告示第60号
令和４年３月29日告示第157号
令和５年３月28日告示第91号
令和６年３月27日告示第48号
令和７年３月28日告示第58号

いちき串木野市産後ケア事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、支援を必要とする母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、いちき串木野市とし、本事業の全部又は一部について適切な事業運営ができると認められる助産所又は産後ケアを実施する医療機関（以下「実施施設」という。）等に委託して実施するものとする。

（対象者）

第３条　事業の対象者（以下「利用者」という。）は、市内に住所を有する産後１年未満の母子のうち、産後ケアを必要とするものとする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

（場所）

第４条　事業の実施場所は、実施施設及び利用者の居宅とする。

（実施方法及び内容）

第５条　実施方法は次のとおりとする。

（１）宿泊型サービス　母子を実施施設に宿泊させ、休養の機会を提供するとともに利用者個人を対象とした相談や心身のケア及び育児サポート等の支援を実施する。

（２）日帰り型サービス　母子に日帰りで実施施設を利用させ、個別又は集団で心身のケア及び育児サポート等の支援を実施する。

（３）訪問型サービス　実施施設から助産師等の専門職が自宅を訪問し、個別に心身のケア及び育児サポート等の支援を実施する。

２　実施内容は、次のとおりとする。

（１）母子に対する保健指導、栄養指導

（２）母親の心理的ケア

（３）適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。）

（４）育児の手技についての具体的な指導及び相談

（５）その他必要な保健指導

（利用期間等）

第６条　利用期間は、出産した日から１年を経過する日の前日（出産に係る入所又は入院した期間を除く。）までのうち、宿泊型サービス、日帰り型サービス、訪問型サービスを通算して７日以内とする。ただし、母子の状況等により、引き続き事業の利用が必要と認められる場合には、14日間まで延長することができる。

２　宿泊型サービスは、原則として午前0時から午後12時までのうち、連続する24時間以内の利用（日帰り型サービスに係る範囲内の利用を除く。）を１日とする。

３　日帰り型サービスは、１日８時間以内の利用とする。ただし、利用時間帯は実施施設の開院時間等によるものとする。

４　訪問型サービスは、１日１回以内の利用とし、１回の利用につき120分以内とする。ただし、利用時間帯は実施施設の開院時間等によるものとする。

（利用の申請）

第７条　事業の利用の申請は、産後ケア事業利用申請書兼同意書（様式第１号）を市長に提出して行うものとする。

２　前項に規定する利用の申請は、事前に利用者又はその家族が行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、利用後に行うことができる。

（利用の決定及び届出）

第８条　市長は、事業の利用の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、事業の利用決定を行い、産後ケア事業利用者台帳に申請者の氏名等を記載した後、産後ケア事業利用決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとし、不適当と認めたときは、速やかにその理由を明らかにして産後ケア事業申請却下通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　利用者は、本事業を利用しないとき又は本市以外に転出することとなったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

（費用の負担）

第９条　事業の利用に要する費用（以下「費用」という。）は、市と実施施設の間で締結する委託契約に定める額とする。

２　第5条に規定するサービスの市の負担額は、別表のとおりとし、利用者の負担額については、市の負担額を差し引いた額とする。

（費用の請求及び支払）

第10条　実施施設は、事業を実施した月の翌月の15日までに当該月分の実施状況について産後ケア事業実施報告書兼指導連絡票（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による提出書類の内容を適正と認めたときは、前条に基づく市が負担すべき額を実施施設が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（事業の連携）

第11条　市長及び実施施設は、事業の実施に当たっては、利用者の主治医及び関係機関等の協力を得て事業の円滑な実施を図るものとする。

（検査）

第12条　市長は、実施施設に対し、事業の実施に関する報告又は調査の実施を求めることができる。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月27日告示第57号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和3年3月26日告示第60号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和4年3月29日告示第157号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和5年3月28日告示第91号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和6年3月27日告示第48号）

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附　則（令和7年3月28日告示第58号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後のいちき串木野市産後ケア事業実施要綱の規定は、同日以後のサービスの利用について適用する。

別表（第9条関係）

事業名		利用者が属する世帯区分	市の負担額	
			基本額	加算額
宿泊型サービス	母子での利用	生活保護受給世帯	1日当たりの上限 33,000円	1日当たりの上限 6,600円
		市民税非課税世帯	1日当たりの上限 33,000円	1日当たりの上限 6,600円
		上記以外の世帯	1日当たりの上限 27,500円	1日当たりの上限 5,500円
	産婦のみの利用	生活保護受給世帯	1日当たりの上限 26,400円	―
		市民税非課税世帯	1日当たりの上限 26,400円	―
		上記以外の世帯	1日当たりの上限 22,000円	―
日帰り型サービス	母子での利用	生活保護受給世帯	1日当たりの上限 16,500円	1日当たりの上限 3,300円
		市民税非課税世帯	1日当たりの上限 14,900円	1日当たりの上限 2,980円
		上記以外の世帯	1日当たりの上限 13,800円	1日当たりの上限 2,760円
	産婦のみの利用	生活保護受給世帯	1日当たりの上限 13,200円	―
		市民税非課税世帯	1日当たりの上限 11,920円	―
		上記以外の世帯	1日当たりの上限 11,040円	―
訪問型サービス		生活保護受給世帯	1日当たりの上限 8,250円	1日当たりの上限 1,650円
		市民税非課税世帯	1日当たりの上限 7,750円	1日当たりの上限 1,550円
		上記以外の世帯	1日当たりの上限 6,950円	1日当たりの上限 1,390円

備考

この表において「加算額」とは、2人以上の乳児が利用する場合であって、2人目以降の乳児1人につき加算される額をいう。

様式第１号（第7条関係）

年　　月　　日

いちき串木野市長

産後ケア事業利用申請書兼同意書

産後ケアを利用したいので次のとおり申請します。

母子健康手帳番号		申請区分	□新規　□追加	利用区分	□母子　□母のみ	
利用者氏名		生年月日	年　月　日	連絡先		
子の氏名	（第　子）	生年月日	R　年　月　日	性別	□男 □女	出生時の体重 g
子の氏名 ※多胎の場合	（第　子）	生年月日	R　年　月　日	性別	□男 □女	出生時の体重 g
出産施設名		退院（予定）日 ※新規のみ記入		年　月　日		
利用施設名						

サービスの種類	利用希望日（期間）	前回までの利用日数
□　宿　泊　型		
□　日　帰　り　型		
□　訪　問　型		

申請理由複数選択可	□自分の体調がすぐれない（からだの不調） □心が不安定だと感じる（こころの不調） □授乳の方法や乳房ケアを受けたい（授乳のサポート） □もく浴や育児手技のアドバイスを受けたい（育児のサポート） □その他（　　）

申請者 （本人が申請の場合は不要）	氏名		続柄		連絡先	

同意欄

□	いちき串木野市が私及び生計を一にする世帯員のいちき串木野市民税情報について調査・閲覧することに同意します。
□	支援のために、私に関する必要な情報について、いちき串木野市及び市が委託する医療機関等が相互に情報提供することに同意します。

注　１．この申請書を提出するときは、母子健康手帳を持参してください。

---------- 担当者記入欄 ----------

【前回までの利用】

□なし　□あり（宿泊型　　日間、日帰り型　　日間、訪問型　　日間）　計（　　日間）

様式第２号（第8条関係）

第　　号
年　月　日

様

いちき串木野市長

産後ケア事業利用決定通知書

年　月　日付けで申請のありましたいちき串木野市産後ケア事業利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

申請区分	新規・追加	利用区分	母子・母のみ
母子手帳番号		利用者氏名	
子の氏名		子の生年月日	
子の氏名 ※多胎の場合		子の生年月日 ※多胎の場合	
利用期間	年　月　日～　年　月　日		

サービスの種類	利用日	自己負担額	加算額	前回までの利用日数
宿泊型				
日帰り型				
訪問型				

利用施設	名称	
	住所	
	連絡先	

※ 自己負担額は、退所時に直接利用施設へお支払いください。

様式第３号（第8条関係）

第　　号

年　月　日

様

いちき串木野市長

産後ケア事業申請却下通知書

　　年　月　日付けで申請のありましたいちき串木野市産後ケア事業利用について、下記の事由により申請を却下しましたので通知します。

記

申請却下の事由について

様式第４号（第10条関係）

産後ケア事業実施報告書及び指導連絡票

利用者氏名		利用区分	母子 ・ 母のみ
子の氏名		生年月日	年 月 日
子の氏名 ※多胎の場合		生年月日	年 月 日

サービスの種類	実利用日（期間）	日数	委託単価	委託料
宿泊型				
加算分				
日帰り型				
加算分				
訪問型				
合計				

指導連絡票

支援内容	□産婦の身体的ケア □育児手技 □ 乳房管理 □産婦の心理的ケア □もく浴指導 □保健指導・栄養指導 □生活面の指導 □その他の必要な指導（ ）
退所後の居住地	□ 自宅 □ 里帰り先 □ その他 （ ）
母子の状況及び連絡事項	

上記のとおり、産後ケアの実施を報告します。

年 月 日

実施施設名

代表者名

連絡先

注） この連絡票は、利用者が退所するとき、又は退所後、直ちに提出してください。